（様式９）

大阪大学

生命機能研究科長　殿

誓　約　書

私は、博士の学位申請にあたり、提出する論文に、「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」で定める不正行為、とりわけ特定不正行為（※）が存在していないことを誓約します。

なお、当該行為を行ったと大学により判断された場合には、博士の学位取得後であっても学位取消となることを認識しています。

|  |
| --- |
| ※「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（抜粋）  第２条　この規程において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。  ２　この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1) ねつ造  存在しないデータ、研究結果等を作成すること。  (2) 改ざん  研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。  (3) 盗用  他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適正な表示なく流用すること。 |

年　月　 日

生命機能研究科 生命機能専攻 　年

学籍番号

自　　署